

# 法律の

# 現場から

141

## 「政治責任」と 「法的責任」が

## アベコベ

弁護士 矢崎暁子

「疑わしきは被告人の利益に」は、刑事法における大原則で、真実か否かが疑わしい事柄は、被告人にとって利益になるように認定すべき、という意味です。刑罰は人の一生を左右します。そのため、「疑惑」だけでは「法的責任」は問えないことになっています。

かのようなです。しかし、政治責任は法的責任とは異なり、「疑わしきは政治家の利益に」であってはなりません。政治の私物化の疑惑が生じること自体が異常です。クリーンな政治を目指しましょう。

ところで、森友・加計学園での「お友達優遇」疑惑や公文書の改ざん問題に対し、政府の「政治責任」が追及されています。ところが政府や与党の態度を見ると、「疑惑は証明されていない」と開き直っている

